

平成25年6月14日

各 位

敷島スターチ株式会社
代表取締役社長 信岡 正治

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成24年1月31日および同年5月15日に、異性化糖および水あめ又はぶどう糖の取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

平成25年6月13日、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令（以下「本件命令」といいます。）を受けましたので、お知らせいたします。

お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、このような事態になりましたことについて、極めて厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

異性化糖および水あめ又はぶどう糖の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認すること等、以後同様の独占禁止法違反行為が行われることのないよう必要な措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

(1) 納付すべき課徴金の額（異性化糖および水あめ又はぶどう糖の合計額）
2,285万円

(2) 納付期限
平成25年9月17日

3. 今後の対応

本件命令の内容を精査し、今後の対応を慎重に検討してまいります。

以 上